

「(仮称)守口市放課後児童健全育成事業の
設備及び運営に関する基準を定める条例」
の制定にかかる
パブリックコメント実施結果について

平成 26 年9月 16 日版

1 募集期間

平成26年7月14日（月）から8月15日（金）まで

2 募集方法

広報もりぐち7月1日号及び市・教育委員会ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「（仮称）守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案」、「募集要領」、「意見提出用紙」を設置するとともに市・教育委員会ホームページからもダウンロード可能とし、持参、郵送、Eメール、FAXにより意見提出を受け付けました。

3 募集結果

（1）提出方法及び提出件数

提出方法	提出件数
提言箱への投函	134 件
郵送	0 件
Eメール	3 件
FAX	0 件
合 計	137 件

（2）意見の内容ごとの件数

意見の概要	件数
1. 条例制定について	249 件
2. その他	24 件
合 計	273 件

4 意見の概要と本市の考え方

※ご意見は内容ごとに分類し、要約しています。

1. 条例制定について

意見の要旨	本市の考え方
国で定められた基準はあくまで不十分で、現在の運営水準を下げるような条例制定はしないで欲しい。	厚生労働省令で定める基準に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例制定します。 なお、もりぐち児童クラブ事業については、引き続き現在の水準を基本とした運営に取り組んでまいります。
放課後児童支援員は、保育士・幼稚園・小・中・高校の教諭となる資格要件と限定し、水準を下げるような条例制定はしないで欲しい。	国の基準どおりとします。 なお、もりぐち児童クラブ・入会児童室の指導パートナーについては、保育士・幼稚園・小・中・高等学校の教諭となる資格を有する者の中から雇用しています。 引き続き、保育士等の有資格者を基本とした雇用に努めてまいります。
放課後児童支援の配置は、複数配置と明記してください。 また、配置については有資格者である放課後児童支援員と限定してください。	国の基準どおりとします。 なお、もりぐち児童クラブ・入会児童室への指導パートナーの配置は、1クラスに有資格者2名の配置を基本としています。 また、必要に応じて有資格者のパートナーを増員しています。 引き続き、この水準を維持していきます。
児童の集団の規模は、1クラスおおむね40人以下となっていますが、明確に40人以下とするためにおおむねを取ってください。	国の基準どおりとします。 なお、もりぐち児童クラブ・入会児童室の1クラスの定員は、40人です。 引き続き、現在の水準を基本として、取り組んでまいります。
全児童対策事業（登録児童室）との一体化につながるような内容を削除した条例を制定してください。	国が示す基準の中には、全児童対策事業との一体化につながるような内容は見受けられませんでした。 なお、もりぐち児童クラブ事業では、引き続き「登録児童室」と「入会児童室」の独自性を尊重しながら、運営をします。

意見の要旨	本市の考え方
<p>保護者の就労等の状況に見合った開設時間として欲しい。</p>	<p>国の基準どおりとします。 なお、入会児童室の開設時間は、国が示した基準を満たしています。 また、開設時間については、保護者の勤務時間や通勤時間等を勘案して、平成21年度から現在の開設時間といたしました。 加えて、開設時間については、今後とも調査研究に努めてまいります。</p>
<p>現在の設備より充実になるように条例に明記してください。</p>	<p>国の基準どおりとします。 なお、もりぐち児童クラブ・入会児童室は、国が示す基準を満たしており、現在の水準を下回った運営をすることのないよう努めてまいります。</p>

2. その他

意見の要旨	本市の考え方
<p>受け入れ対象学年を4年生まで拡大して欲しい。</p>	<p>国の基準どおりとします。 なお、市内全小学校内で実施しているもりぐち児童クラブは、国が推進する「放課後こどもプラン」に沿った事業となっています。 また、入会児童室及び登録児童室を通年開設していることから、全児童の放課後の安全・安心な居場所が提供できていると考えております。 引き続き、地域の方々の協力を得ながら現在の運営形態を基本として取り組んでまいります。</p>
<p>受け入れ対象学年を6年生までとして欲しい。</p>	